

チェコ共和国における外国人の支援機関について

【はじめに】

本【参考情報】は、チェコ政府作成の資料及び当館領事部が独自に収集した情報等¹をもとに、チェコ共和国における外国人の生活を支援する公私の機関を紹介したものです。

記載された内容は必ずしも最新のものとはいえませんが、本【参考情報】が、チェコ共和国における在留邦人の皆様の滞在の利便に資することになれば幸いです。

弁護士²

(1) 弁護士は、クライアント（顧客）の法的地位を代弁する存在である。民事から刑事にいたるまで、あらゆる種類の法的関係においてクライアントの相談に応じたり、代理を勤めたりすることができる。

(2) チェコにおける弁護士は、全てチェコ法曹協会に所属しており、提供されたサービスに不満がある場合には、苦情等を申し立てることもできる。

オンブズマン

(1) オンブズマン（公的権利に関する擁護者）は、公的機関が法規に反して、あるいは、裁量を逸脱した著しく不公平な取扱いを行うこと等で市民に不利益を及ぼす場合に、市民の権利を擁護するための活動を行う存在である。

(2) オンブズマンは、純然たる私法関係や司法機関の意思決定過程には干渉できない。また、司法機関による決定に対して異議申し立てすることもできない。

(3) オンブズマンは、関連する事項に関して独自に調査することが認められているが、公的機関の代わりになり得る存在ではない。また、オンブズマンには、公的機関による決定を変更したり覆したりする権限はない。

消費者保護／取引調査機構／国立農業食品検査機構

(1) 取引調査機構³の主たる任務は、商品の品質や食品に関する衛生、サービスの安全性等につき、これらの供給者が法を遵守すべく監視することである。また、消費者に対して商品やサービス等に関する情報が適切に提供されているかを監督することも取引調査機構の任務の一つである。消費者は、取引調査機構事務所において、必要に応じて助言や情報提供を受けることができる。また、消費者は、取引調査機関事務所に対して、自らが購入した商品やサービスに関して調査を求めることもできる。

(2) 食品に関して言えば、国立農業食品検査機構⁴が当該食品に使用されている成分等を検査する権限を持っており、取引調査機関は当該食品が適当な価格で販売されてい

¹ 在留邦人の皆様から当館領事部に寄せられた情報も含まれています。

² 当館領事部も一定の弁護士リストを保有しており、必要に応じて提供することが可能ですが、利用に際してトラブルが生じようとも当館は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。

³ Czech Trade Inspection

⁴ State Agriculture and Food Inspection Authority

るか否かを監視することのみに責任を負っている。

(3) 消費者保護法第23条は、消費者保護に関連する業務を執行する機関として、保健当局⁵、獣医当局⁶、地方取引許可事務所⁷、税関⁸などを挙げている。

外国人支援のためのNGOリスト

チェコ共和国には、外国人の生活支援等を行っているNGOが複数存在している。NGOが提供するサービスの利用は無料であり、外国人は必要に応じて、滞在等における法的権利義務に関する相談や助言を受けることができる（別添参照）。

【重要】

別添は、チェコ内務省ホームページで紹介されているNGOリストにつき、その内容を当館領事部にて抄訳したものです。従って、当館として、右NGOの利用を推薦しているわけではありません。また、利用に際してトラブル等が生じた場合でも、当館は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。

汚職の問題

内務省難民移住政策部には、チェコ共和国に滞在する外国人のために反汚職担当が設けられている。右部門は、外国人が居住等に関連して遭遇するあらゆる形態の汚職に関する情報の受付等を行っている。

外国人のための反汚職ホットライン

TEL：974-847-704

時 間：月曜日・水曜日 午前8時～午後5時

火曜日・木曜日 午前8時～午後3時

金曜日 午前8時～午後2時

時間外：伝言を録音機に残すことができる⁹。

ライン199

ライン199は、トランスペアレンシー・インターナショナル¹⁰のチェコ支部が運営する汚職と戦うためのホットラインである。ライン199に電話し、法的なアドバイスを受け取ることは、無料である。

ライン199：<http://www.linka199.cz>

⁵ public health authorities

⁶ veterinary authorities

⁷ local trade licensing

⁸ custom offices

⁹ 時間外の場合、発言は録音されるが、いかなる言語でも対応可。他方、時間内にオペレーターが対応する場合は、チェコ語若しくは英語であることが必要。

¹⁰ Transparency International. 汚職に対して取り組む国際的な非政府組織。「腐敗認識指数」(Corruption Perspective index)を毎年公表していることで知られている。ちなみに2009年度は、世界180か国中、チェコは第52位であり、第17位の日本よりもかなり下位にランキングしている（下位ほど腐敗度は高い）。

緊急事態対応

外国人が緊急事態に遭遇した場合には、以下の緊急連絡先を利用することができる。

- 欧州統一緊急電話番号 1 1 2¹¹
- 国家警察 1 5 8
- 救急 1 5 5
- 消防 1 5 0
- 市警察 1 5 6

その他の支援機関

チェコ共和国に滞在している間、家庭内暴力、薬物中毒、人身売買、H I V／A I D Sに関する問題など、急を要する問題が発生した場合、NGO「浮き輪」が運営するホームページ (<http://www.zachranny-kruh.cz>) で支援機関を検索することができる。

¹¹ 英語若しくはドイツ語でも可。基本的には無料だが、誤用の場合は課金されることもあるので注意が必要。